

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会  
合法木材普及拡大部会運営要領（案）

1．目的

合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業（以下事業という）のあり方について意見交換し、合法木材の効果的・効率的な普及推進に対して助言を行う。

2．構成員

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会メンバーの所属する団体および、学識経験者等から全国木材組合連合会会長が委嘱する。

3．検討事項

- （1）各年度の事業実施方針など、事業の基本方針に関すること
- （2）事業の内容およびその実施基準に関すること
- （3）その他事業を進めるために必要な事項

4．座長

- （1）本部会に会を代表する座長をおく。
- （2）座長は全国木材組合連合会会長が指名する。

5．事務局

事務局は全国木材組合連合会におく。